

## 無人航空機による災害応急対策活動に関する協定

上田市（以下「甲」という。）と有限会社ヒカリ（以下「乙」という。）は、無人航空機による災害応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、上田市に災害等が発生した場合に、無人航空機による災害応急対策活動により、詳細な被災状況を把握し、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的としている。

### （活動内容）

第2条 甲が乙に対して要請する活動の内容は、無人航空機を活用した被災状況の映像撮影又は画像撮影とする。

2 前項のほか、甲が乙に活動を要請する場合は、甲乙協議のうえ実施を決定する。

### （活動の実施範囲）

第3条 実施範囲は、上田市内とする。

2 災害等の状況により甲が必要と認める場合には、甲は乙に対し、前項に規定する実施範囲以外に出動を要請することができる。なお、出動の決定は、甲乙協議により行う。

### （無人航空機を飛行させる者の変更）

第4条 乙は甲に対し、「無人航空機を飛行させる者（資格保持者）」を記載した資格確認書を提出する。

2 前項の「無人航空機を飛行させる者（資格保持者）」に変更が生じた場合は、乙はあらかじめ甲に対し資格確認書を提出する。

### （活動開始要請前の対応）

第5条 乙は、第3条に定める活動の実施範囲の最新の気象情報及び災害の発生情報に常に留意する。

2 災害等が発生するおそれがある場合及び災害等が発生した場合、甲は乙に対し、連絡体制、人員の確保の可否、無人航空機の状況等の確認を依頼することができる。

3 前項の依頼があった場合は、乙は速やかに調査し、甲に対し報告する。

### （活動開始の要請）

第6条 甲は、災害時に情報収集等のため必要と認める場合は、乙に対し書面により協力を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、書面によらず電話などの方法で要請することとし、後日速やかに乙に書面を提出するものとする。

2 乙は、活動開始の要請を受けた場合は、速やかに第4条に定める「資格確認書」に

掲載した「無人航空機を飛行させる者（資格保持者）」を担当技術者として定める。  
また、やむを得ない事情によりこれによりがたい場合は、甲と協議し、同等の技能を有する者を指定する。

- 3 乙は、活動開始の要請を受けた場合は、甲に連絡体制、人員の確保の可否、無人航空機の状況、天候等を速やかに報告する。

（実施体制）

第7条 乙は、活動開始の要請を受けた場合、直ちに活動を実施する。

- 2 活動の指示は、上田市職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従う。

（活動完了の報告）

第8条 乙は、活動が完了した時は、直ちにその旨を電話、メール等にて甲へ報告するとともに、速やかに撮影した映像、画像データを甲に提出する。

- 2 乙は、活動の完了後2週間以内に、開始時間・終了時間及び人員体制・使用した資機材等の内訳について書面により速やかに甲へ報告する。

（活動の成果物の所有権及び著作権）

第9条 乙は甲に対し、乙が撮影した映像、画像の所有権及び著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）を譲渡する。

- 2 前項に定める権利は、費用の支払完了の際に、乙から甲に移転するものとする。

（費用の請求）

第10条 乙は、活動完了報告の後、当該活動に要した費用（前条に定める所有権及び著作権譲渡に係る費用を含む）の見積書を甲に提出する。

（費用の支払い）

第11条 甲は、前条の規定による見積書の提出を受けた時は、内容を精査し、その費用を乙に支払う。

（情報の保護）

第12条 乙は、活動上知り得た情報及び個人情報を甲以外の第三者に漏らしてはならない。

（保証）

第13条 乙は甲に対し、乙が撮影した映像、画像が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。

（損害補償）

第14条 甲は、この協定に基づき応急復旧業務に従事した者が当該活動により死亡し、

負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有することとなったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、上田市消防団員等公務災害補償条例（平成18年条例第226号）の規定に準じて補償を行うものとする。

（損害の負担）

第15条 活動の実施において、第三者に損害を及ぼした場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、損害のうち、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

2 活動の実施に伴い第三者に損害を及ぼした場合、又は人員や使用した資機材等に損害が生じた場合、乙はその事実を直ちに甲へ電話、メール等にて報告するとともに遅延なくその状況を書面により甲に報告し、その措置について甲乙協議して定める。

（保有機体に関する情報の共有）

第16条 乙は第4条の「資格確認書」に掲載した、機体の数量等を把握し、甲へ別途定める書面により定期的（12ヶ月程度）に報告する。

2 前項の保有機体等の情報に変更があった場合、又は機体の現状について甲が特に報告を求めた場合、乙は別途定める書面により甲へ速やかに報告する。

（航空法における許可等）

第17条 本協定の主な活動は、航空法に定める特例に該当する事が想定されるため、乙は、無人航空機の航行の安全や地上の人家等の安全が損なわれないよう、必要な安全確保を行う。

2 航空法の許可・承認の申請手続き等については、甲乙は協力して事務手続きにあたる。

（防災訓練の参加）

第18条 第2条で定める災害応急対策活動を円滑に行うため、甲は乙に対し甲の実施する訓練への参加を要請することができる。

2 前項の訓練での乙の活動内容は、甲乙協議のうえ決定する。また訓練に関する費用は乙の負担とする。

（甲乙間の連絡窓口）

第19条 甲乙間の連絡窓口（氏名、役職、平日昼夜・休日の連絡先（携帯電話、メール等））は、甲乙間で別途指定する連絡表にて共有するものとし、本協定以外の目的には使用しない。

（安全の確保）

第20条 乙は、活動にあたっては、労働基準法など関係法令を遵守し、担当技術者の安全確保に努めなければならない。

(緊急通行車両等事前届出)

第21条 乙は甲に対し、乙が保有している車両のうち災害対策基本法第76条に定める緊急通行車両として登録可能な車両を届け出る。

(協定の期間)

第22条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がない場合、期間満了の翌日から起算して1年間延長するものとする。以降同様とする。

(協定の解除)

第23条 甲又は乙において、協定を継続できない事情が発生した場合は、甲乙協議のうえ協定を解除することができる。

(その他)

第24条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して定める。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 2年 2月13日

甲 長野県上田市大手一丁目11番16号

上田市長 土屋 陽一

乙 長野県上田市武石沖171番地2

有限会社ヒカリ  
代表取締役 前島 廣太郎